第6次水質総量規制の実施に向けた検討状況について

環境省 水・大気環境局

人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、昭和54年度から5次にわたる水質総量規制を実施し、COD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量の削減対策を推進している。具体的には、排水量が 50m³/日以上の工場・事業場に対する総量規制のほか、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、未規制事業場に対する削減指導等を行っている。

その結果、指定水域の水質は改善傾向にあるものの、当該海域におけるCOD、窒素及び燐の環境基準達成率は十分な状況になく(ただし、瀬戸内海における窒素・燐の環境基準達成率は改善の傾向にある。)、富栄養化に伴う問題が依然として発生している。

平成17年5月16日に、中央環境審議会会長から「第6次総量規制の在り方について」(別紙1)参照)環境大臣に答申がなされ、引き続き水質総量規制を実施することとされ、大阪湾では更なる負荷量の削減が必要とされている。

今後は、同答申に基づき、総量削減基本方針を策定する。また現在、同審議会水環境部会総量 規制専門委員会において「第6次水質総量規制基準の設定方法について」検討されているところで ある。

現在、総量規制専門委員会(第13回)で審議された「総量規制基準の設定方法の考え方」(別紙2参照)に基づき、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量の総量規制基準の設定方法」として具体的な総量規制基準設定のための「C等の値」の幅等について検討しているところである。

今後、総量規制専門委員会報告案をまとめた後、パブリックコメントを募集する。その内容を踏ま え専門委員会報告とし、水環境部会で了承されれば環境大臣に答申される見込み。

「第6次水質総量規制の在り方について(答申)」の概要

各海域の水環境の状況、水質汚濁メカニズム等に関する検討を行い、平成21年度を目標年度として、次のような対策を進めることとされた。

(1) 東京湾、伊勢湾、大阪湾

状況: 水質が改善されてきた水域があるものの、COD、窒素及び燐の環境基準達成率の 改善が不十分。また、大規模な貧酸素水塊が発生し、生物が生息しにくい環境となっ ている。

対策: 効率的に汚濁負荷量の削減が図られるよう以下の対策を検討する。また、干潟の保 全・再生等を推進する。

- 下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、高度処理
- 指定地域内事業場に対する総量規制基準の設定
- 小規模事業場、未規制事業場の汚濁負荷量の削減
- 農業、畜産農業、魚類養殖の汚濁負荷量の削減
- 合流式下水道の改善対策

(2) 瀬戸内海 (大阪湾を除く)

状況: 窒素及び燐の環境基準をほぼ達成した。CODの環境基準達成率は 70%にとどまっているものの、濃度レベルは他の指定水域に比較して低い。また、貧酸素水塊に関しては、一部の限られた水域での発生にとどまっている。

対策: 生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施する。また、干潟の保全・再生等を推進する。

(3) 今後の課題

海域環境の変化や新たな科学的知見を踏まえ、指定水域の目標とすべき水質とその評価方法 について、検討を行う必要がある。また、水質汚濁メカニズムに関する調査・研究、情報発 信・普及啓発を進める必要がある。

【参考】「第6次水質総量規制の在り方について(答申)」

(http://www.env.go.jp/council/toshin/t097-h1703.html)

「総量規制基準の設定方法に係る考え方」の概要

1 基本的な考え方

「第6次水質総量規制の在り方について」(平成17年5月中央環境審議会答申。以下「答申」 という。)に基づき、以下のとおり総量規制基準の設定方法を定める。

2 総量規制基準の設定方法の考え方

(1) 東京湾・伊勢湾・大阪湾と瀬戸内海 (大阪湾を除く。) の区分

答申の内容を踏まえ、総量規制基準の設定方法については、東京湾・伊勢湾・大阪湾と瀬戸 内海(大阪湾を除く。)とに分けて定めることが適当である。

(2) 東京湾・伊勢湾・大阪湾におけるC値

(1)COD

5次にわたる総量規制を行ってきたことに鑑み、各業種等において比較的濃度の高い事業場の改善を図ることとし、第5次における自治体のC値設定状況、平成16年度の水質の実績値、事業場における排水系統等を考慮して、Cc値の範囲を設定する。

②窒素及びりん

総量規制基準による汚濁負荷削減のために、既設の施設に係る Cn 値・Cp 値を含めて総量規制基準を強化することとし、平成 16 年度の水質の実績値、事業場における排水系統及び窒素・りん含有原材料等の使用実態等を考慮して、Cn 値及び Cp 値の範囲を設定する。

(3) 瀬戸内海(大阪湾を除く。) における C値

(1)COD

CODは現在の海域の水質悪化を防ぐことを目途とし、第5次における自治体のC値設定状況等を考慮して、Cc値の範囲を設定する。

②窒素及びりん

窒素及びりんは現在の海域の水質を維持することを目途とし、悪化防止の観点から、第5次における自治体のC値設定状況及び暫定排水基準等を考慮して、Cn値及びCp値の範囲を設定する。

(4) 算式(時期区分)

CODについては大幅な見直しを行わないことから、現状と同じく三段階の時期区分による 算式とする。

窒素・りんについては、第5次水質総量規制の適用開始後に新規に増加した特定排出水の割合が少ないこと、Cn値の幅及びCp値の幅がいずれも大きく見直されることから、三段階目を設けず、現状と同じく二段階の時期区分による算式とする。

3 その他

環境省が総量規制基準の設定方法を定めた後、都府県において総量規制基準を定めることとなる。

平成16年度の窒素・りんの排出実態を見ると、工程内対策、排水処理施設の維持管理の徹底が不十分と思われる事業場が存在する業種等も認められる。したがって、CODと窒素・りんとの排出実態の違いを考慮し、管理方法等の改善を適正に指導する必要性を踏まえ、総量規制基準を定めることが適当である。

(参考)

総量規制基準の位置付け

【総量削減基本方針】

- ・ 対象水域毎に環境大臣が策定
- ・ 削減目標量の設定

「人口・産業の動向、汚水・廃液の処理の技術の水準、下水道整備の見通 ⁻ し等を勘案、実施可能な限度において削減を図るとした場合を想定

【総量削減計画】

- ・ 総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・ 発生源別の削減目標量及びその達成の方途等

【総量規制基準による規制】

- ・ 総量削減計画に基づき定める
- 日平均排水量50m³以上の特定事業場が対象
- 排水濃度×排水量の規制